

京都市告示第105号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年4月30日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	山科安朱緯100号線	山科区安朱馬場ノ西町30番地の6地先 同上	点	
2	松尾御陵経51号線	西京区御陵荒木町20番地の7地先 同町19番地の3地先	点	
3	大枝経137号線	西京区大枝塚原町5番地の329地先 同町5番地の203地先	点	
4	小栗栖緯40号線	伏見区小栗栖中山田町42番地の3地先 同町43番地の2地先	点	
5	淀229号線	伏見区淀水垂町489番地の地先 同町330番地の2地先	点	
6	淀230号線	伏見区淀水垂町256番地地先 同町330番地の2地先	点	
7	淀231号線	伏見区淀下津町140番地の13地先 同町140番地の14地先	点	

(建設局土木管理部道路明示課)